

様式第八号(第十三条関係)

表 面

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一～四(略) 五 第百三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	確定拠出年金運営管理機関 検 査 証 写 真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
--	---

裏 面

第 号 年 月 日交付 主 務 大 臣 印	確定拠出年金法(抄) 第五十一条 (略) 2 前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。
--	---

(備考) この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。